

豊田市結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活を経済的に支援することで、移住定住を促進するほか、新規に婚姻した世帯における経済的不安の軽減を図ること
で地域における少子化対策の推進に資することを目的として、当該世帯対
して予算の範囲内において交付する豊田市結婚新生活支援補助金（以下「補
助金」という。）に関し、地域少子化対策重点推進交付金交付要綱及び愛知
県地域少子化対策重点推進事業費補助金交付要綱並びに豊田市補助金等交付
規則（昭和45年規則第34号。）に定めるもののほか、必要な事項を定め
る。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和7年1月1日から令和8年2月28日までの間に婚姻届
を提出し、受理された夫婦（豊田市ファミリーシップ宣言制度を活用し、
宣言証明書の発行を受けた者を含む。以下同じ。）をいう。ただし、令和7
年1月1日以降に離婚し、同一人同士が再婚した場合を除く。
- (2) 住宅取得費用 新婚世帯が婚姻に伴い住宅を取得する際に要した費用
（建物の購入費に限る。）をいい、婚姻前の住宅取得に関しては、婚姻日
から起算して1年以内に婚姻を機として取得したものに限る。
- (3) リフォーム費用 新婚世帯が婚姻に伴い住宅をリフォームする際に要し
た費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、
改築、設備更新等の工事費用（倉庫、車庫及び外構に係る工事費用並びに
家電の購入及び設置に係る費用を除く。）をいい、婚姻前のリフォームに
関しては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として実施したものに
限る。
- (4) 住宅賃借費用 住宅の賃借に係る賃料（家賃）から当該住宅に係る住宅
手当の額を控除して得た額をいい、婚姻日より前に賃借した住宅にあって
は、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として賃借したものに限る。
- (5) 引越費用 新婚世帯が新居へ引越しする際に要した引越業者又は運送業
者への支払いに係る実費をいい、婚姻日より前の引越しにあっては、婚姻
日から起算して1年以内に婚姻を機として実施したものに限る。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は次の

いずれにも該当する新婚世帯である者とする。

- (1) 夫婦ともに申請日において新居となる住宅の住所に住民票があること。
- (2) 夫婦ともに婚姻届等を提出し、受理された日における年齢が39歳以下であること。
- (3) 夫婦ともに豊田市税を滞納していない者であること。
- (4) 夫婦ともに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (5) 夫婦ともに暴力団法第2条第2号に基づく暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 夫婦ともに過去に地域少子化対策重点推進交付金交付要綱に基づく補助金その他、定住支援策等を目的とした補助金等の交付を受けていないこと。
- (7) 申請日より2年以上継続して市内に住み続ける意思があること。

（対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費は、夫婦のいずれかが契約の名義人となり、交付申請を行う年度の4月1日から2月末日までに支払った住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃借費用及び引越費用とする。

（補助要件）

第5条 住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃借費用及び引越費用に係る住宅は、次の各号のいずれかにあることとする。

- (1) 市街化区域
- (2) 鉄道駅概ね1km圏内
- (3) 藤岡支所概ね1km圏内
- (4) おいでん・さんそんプランの「居住促進地区」

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃借費用及び引越費用を合算した額とし、次に定める額を1世帯当たりの上限とする。

- (1) 夫婦ともに婚姻日等における年齢が29歳以下の世帯で、世帯所得（令和6年の間における夫婦の所得を合算した額）が500万円未満の場合 最大60万円
- (2) 夫婦ともに婚姻日等における年齢が39歳以下の世帯で、世帯所得（令和6年の間における夫婦の所得を合算した額）が500万円未満の場合 最大30万円

(3) 前各号以外の場合 最大10万円

2 前項の額に1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付申請及び実績報告)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号にあげる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 豊田市結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書(様式第1号)

(2) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本若しくは豊田市ファミリーシップ宣言証明書の写し

(3) 夫婦双方の所得(課税)証明書(申請者の令和6年の所得の額について市町村(特別区の区長を含む。)が交付する証明書)の写し

(4) 住宅取得費用に該当する場合、売買契約書又は工事請負契約書の写し

(5) リフォーム費用に該当する場合、工事請負契約書又は請書の写し

(6) 住宅賃借費用に該当する場合、賃貸借契約書等の写し

(7) 住宅手当の支給を受けている場合、住宅手当支給状況証明書(様式第2号)

(8) 領収書の写し等対象経費の支払いが確認できる書類の写し

(9) その他市長が必要と認める書類

2 前1項の規定による申請は、対象経費を支払った年度の8月1日から2月末日までの間に行わなければならない。

3 交付申請の受付は、当該会計年度の予算の範囲内において行う。

(交付決定及び額確定)

第8条 市長は、前条による申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、適当であると認めるときは、豊田市結婚新生活支援補助金交付決定兼額確定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、条件を付することができるものとする。

3 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することができる。

(補助金の請求及び交付)

第9条 市長は、第7条の規定による申請があったときは、第8条第1項の規定により通知した交付決定額について請求があったものとみなし、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為により、交付決定を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(検査等)

第11条 市長は、交付決定者に対して、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(確認等)

第12条 市長は、交付決定者に対して、補助事業の効果を確認するために、報告を求めることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年9月16日から施行する。ただし、同日以前に交付申請がなされた補助金に関しては、改正前の要綱の規定に従うものとする。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

年 月 日

豊田市結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書

豊田市長 様

郵便番号

住所

氏名

電話番号

豊田市結婚新生活支援補助金交付要綱の規定により、下記のとおり申請します。また、私と配偶者は「4 同意及び誓約項目」の内容について同意・誓約します。

記

1 申請者等

	氏 名	生 年 月 日	婚姻時の年齢
申請者		年 月 日	歳
配偶者等		年 月 日	歳
婚 姻 届 等 提 出 日	年 月 日		
新居に住民票をおいた日	(申請者)	年 月 日	
	(配偶者等)	年 月 日	
所得	(申請者)	円	(合計) 円
	(配偶者等)	円	
住宅取得費用	契約締結年月日	年 月 日	
	契約金額	円	
	支払済額 (A)	円	
リフォーム費用	契約締結年月日	年 月 日	
	契約金額	円	
	支払済額 (B)	円	
住宅賃借費用	契約締結年月日	年 月 日	
	家 賃 (a)	月額 円	
	住宅手当の有無	☐ 有 ☐ 無	
	住宅手当が有の場合 (b)	月額 円	
	実質家賃負担額 (C)	(a) 円× か月 - (b) 円× か月 = 円	
引越費用	引越しを行った日	年 月 日	
	費用 (D)	円	
合 計 (E) (A+B+C+D)		円	

補助申請額

※ (I) と次の金額を比較し、低い方を記入

- ・夫婦 29 歳以下、所得 500 万円未満…60 万円
- ・夫婦 39 歳以下、所得 500 万円未満…30 万円
- ・夫婦 39 歳以下、所得 500 万円以上…10 万円

※1,000 円未満の端数は切り捨て

000	円
-----	---

2 補助金の振込先 ※口座名義については必ず申請者氏名と一致すること。

金融機関名

支店名

預金の種別

銀行・金庫
組合・農協

本店
支店
出張所

普通
当座

その他 ()

口座番号

(フリガナ)

口座名義

3 確認項目

確認項目

住宅の対象エリアについて、
いずれかにチェックをすること。

- ☐市街化区域
- ☐（ ）駅概ね1 km圏内
※カッコ内には駅名を記入すること。
- ☐（ ）支所概ね1 km圏内
※カッコ内には支所名を記入すること。
- ☐基幹集落
- ☐緊急輸送に指定された道路の端部概ね50m
- ☐（ ）小学校概ね1 km圏内
※カッコ内には小学校名を記入すること。

4 同意及び誓約項目

同意及び
誓約項目

- ☐夫婦ともに過去に本補助金や定住支援策等を目的とした補助金等の交付を受けていません。
- ☐2年以上継続して市内に住み続ける意思があります。
- ☐後日、豊田市からアンケート調査等があった場合には協力します。
- ☐豊田市税を滞納していません。
- ☐私と配偶者は、市が本補助金の事務に必要な内容に関し、住民基本台帳の閲覧、市税の収納状況及び市税所得状況を確認することに同意します。
- ☐令和7年1月1日以降に離婚し、同一人同士の再婚ではありません。
- ☐夫婦ともに要綱に定める暴力団員でなく、また暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していません。
- ☐申請内容に虚偽があった場合は、補助金を返還いたします。
- ☐本要綱に記載された事項に反していません。

住宅手当支給状況証明書

豊田市長 様

給与等の支払者 所在地
名称
氏名
電話番号

下記のとおり住宅手当支給状況を証明します。
記

1 対象者

住 所			
氏 名			
住宅手当	月額 支給開始年月	円（ 年 年	月現在） 月から
備 考			

2 連絡先

部署名			
電話番号		担当者名	

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等です。
- 2 直近の住宅手当月額を記入してください。

様式第3号（第8条関係）

豊 発 第 号
年 月 日

（申請者）

様

豊田市長 太 田 稔 彦

豊田市結婚新生活支援補助金交付決定兼額確定通知書

年 月 日付けで申請のありました豊田市結婚新生活支援補助金については、
豊田市結婚新生活支援補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付決定し、併せ
て交付額を確定しましたので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 確定額 | 金 | 円 |